

これは登録をしている方が、登録証を紛失・汚損した場合に登録証の再交付申請を行うためのものです。

届出・通知・みなし通知の方は、別の手続きになります。

この案内に添付されている書類
登録証再交付申請書（様式第13）

手続に必要な書類等

登録証再交付申請書（様式第13）
現在お持ちの登録証の原本（汚損の場合）

費用

手数料 **2,200円**（改訂される場合があります。）

埼玉県収入証紙により納付してください。

（登録証再交付申請書（様式第13）に貼付してください。）

収入証紙の誤購入等による返金はできません。十分注意してください。

収入証紙の販売場所は埼玉県のホームページで確認してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/hanbaimadoguti.html>

提出方法・問合せ先

(1) 提出方法

提出書類等を、埼玉県危機管理防災部化学保安課へ郵送で提出

信書を送ることが可能で、到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）で郵送してください。（メール便、宅配便は信書を送付できないため不可。）

書類到達の確認に関するお問合せには、対応しておりません。

(2) 郵送先

郵便番号 330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 危機管理防災センター 1階

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

(3) お問合せ先

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

TEL 048-830-8435

FAX 048-830-8444

メール a2970-04@pref.saitama.lg.jp

(注) 登録の変更手続には、登録証原本が必要です。

登録証原本を紛失した場合は、変更手続と同時に再交付申請が必要です。

×整理番号	
-------	--

	埼玉県収入 (消印はし 2,200円)	証紙貼付欄 (ないこと)	
--	---------------------------	-----------------	--

登録証再交付申請書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(〒)電話

住所

(フリガナ)

氏名又は名称

法人にあっては

代表者の氏名

登録証の再交付を受けたいので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第12条の規定により、次のとおり申請します。

1 登録の年月日及び登録番号

平成 / 令和 年 月 日 埼玉県知事登録 第 号

2 再交付の理由(をつける)

登録証の紛失

登録証の汚損

その他の()

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。
3 登録証を紛失してその再交付を受けた者は、紛失した登録証が発見されたときは、遅滞なく、これを提出しなければならない。
4 登録証を汚損してその再交付を申請する者は、申請書に当該登録証を添えて提出しなければならない。

連絡先担当者 氏名: _____
ファクシミリ番号: _____ / メールアドレス: _____